

## 議第167号

## 財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

## 財産の種類、数量および取得予定価格

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 財産の種類     | 備品                             |
| 2 取得物品および数量 | タブレット端末 3,103台                 |
| 3 取得予定価格    | 130,627,970円                   |
| 4 取得の目的     | 滋賀県立高等学校および特別支援学校高等部貸出用タブレット端末 |

## (参考)

取得の相手方 滋賀県草津市大路一丁目15番5号ネオオフィス草津  
株式会社大塚商会滋賀営業所  
所長 宇野直基